

6 わが家の防災メモ



●家族で話し合い、確認しておき、いざというときに役立てましょう。

避難場所(家族の集合場所)	避難時の役割分担(非常持ち出し袋係)
家の中の安全な場所	避難時の役割分担(飲料水係)
非常持ち出し袋の場所	避難時の役割分担(火災時の消火係)
避難・救助用品の場所	その他

●家族の連絡先

名 前	電 話(会社・学校)	住 所

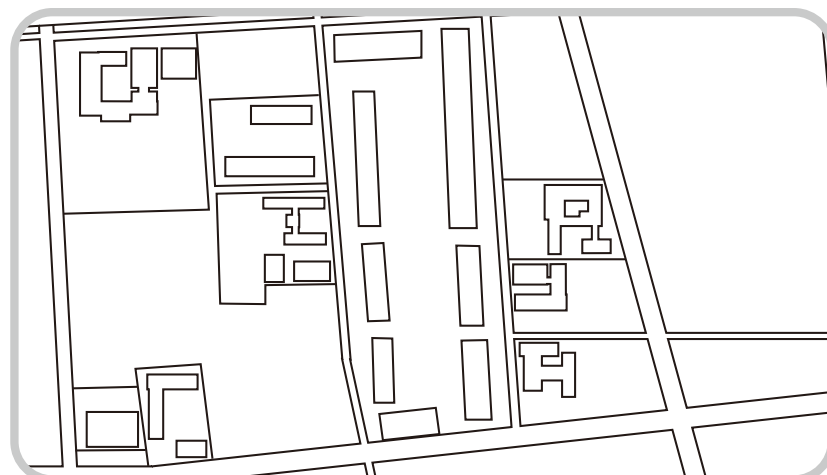
●避難場所の経路図

右の図の中に、家から避難所までの道順を
かいておきましょう。

このとき、危険な箇所を避ける経路を確認し
ておきましょう。

□危険な箇所

- 1、看板、ベランダの鉢植えなど落下物が多い所
- 2、障害物のある場所、段差のある道
- 3、自転車やオートバイがたくさん置いてある場所
- 4、自動販売機や高い積み荷がある所



大島六丁目団地居住者用防災マニュアル

みんなの防災

平成21年2月発行

■本書の無断転載を禁止します。

発行／大島六丁目団地自治会・災害協力隊

編集／大島六丁目団地災害協力隊 防災対策委員会

〒136-0072 東京都江東区大島6-1-3-105

TEL 3636-6470 FAX 3636-6470

保存版

■常に手の届く所に置いて、家庭
の防災対策に役立てましょう。

大島六丁目団地居住者用防災マニュアル

みんなの防災



目 次

「災害協力隊」とは？	1
災害の被害想定	6
防災対策の実態	8
災害時行動とその対応	11
防災意識とその準備	16
わが家の防災メモ	20

発行：大島六丁目団地災害協力隊

1 「災害協力隊」とは？



1 はじめに

大規模災害が発生した場合、被害を最小限に抑え、救援活動や生活復旧を図るためには、住民一人ひとりが互いに助け合うことが重要です。

大島六丁目団地には、地震発災時など緊急時に活動する災害協力隊が編成されています。

毎年度自治会総会開催前の号棟別フロア会議で班長・協力者を募るとともに継続を確認しています。また、災害時支援に関するアンケート調査により、平

時の防災活動の参加や災害時の協力者の登録をしています。

災害協力隊は、「自分たちが住んでいる地域は自分たちで守る」という精神に基づいて、地域住民が力を合わせ、区などの行政関係の防災機関と協力しながら、地域の安全を守るため、事前の防災対策や地震等発災時の緊急対応を図ることを目的にした自主防災組織です。

2 災害対策本部

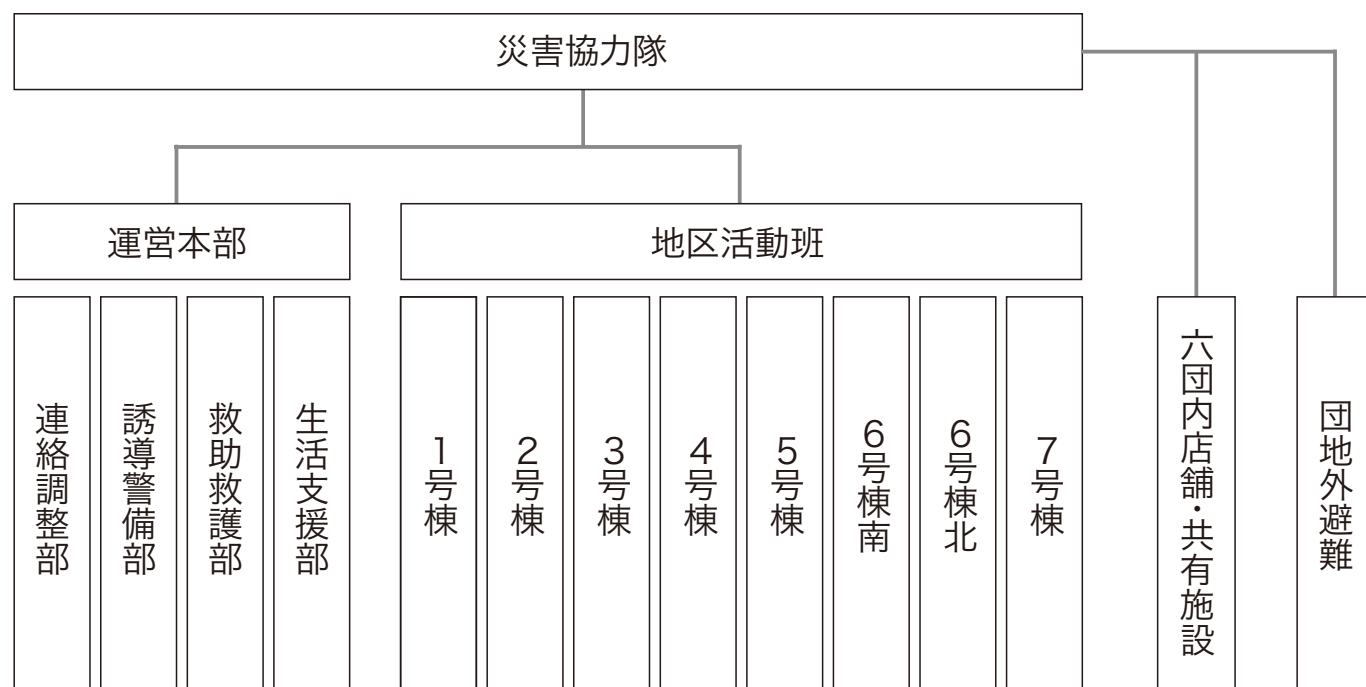
当団地住民の正規の避難所は、第四大島小学校です。同避難所は、学校側責任者と大島5丁目、大島6丁目、大島7丁目に所在する町会、自治会の地域代表で構成する「避難所災害対策本部」が設けられ、行政や支援団体等の連絡調整や地域住民や事業者との連携・協力、支援活動が図られます。

一方、大島六丁目団地は、東京都の広域避難場所として指定されているため、周辺住民からの避難者

が集まることが予測されます。そのため、震度5強以上の大規模な災害発生時には「大島六丁目団地災害対策本部」が設けられます。

下図のように運営本部と地区活動班(各号棟単位)で構成されます。さらに、大島六丁目団地の共有施設で事業をしているショッピングセンター等や団地外の近隣住民、周辺の避難者との連携による支援活動が図られることになります。

大島六丁目団地災害対策本部



運営本部

運営本部は、災害発生後、直ちに実効ある対応を図るため、あらかじめ以下の部署を設置し、それぞれの職務を充足する活動を行ないます。

連絡調整部

団地及び周辺の被災状況等の情報収集、伝達はもとより、学校避難所の運営本部及び地区活動班と連携し、連絡、調整を行なうとともに、江東区、防災関係機関・団体及び報道機関並びに支援ボランティアとの連絡、調整を推進します。

特に、避難所本部や行政当局との仲介及びトラブル処理、支援人員の振り分けなど総合的な調整活動を行ないます。

連絡調整部は下記の活動を行ないます

- ①団地内外の情報収集、被害状況の把握
- ②各号棟・地区活動班との連絡、情報のフィードバック
- ③江東区各出張所、防災関係機関、組織との連絡、調整
- ④近隣町会・自治会及び周辺に所在する団体・事業所との連絡、調整

また、居住者や避難住民に対し、運営本部の各部署、地区活動班及び指定避難所等の情報発信組織と連携、協力し、被災状況、避難生活情勢、復旧計画など必要な広報活動を行ないます。

広報活動には、数人の担当を選任し、次の行為を行ないます。

- ⑤災害に関する団地住民への壁新聞、紙媒体配布、伝言板及び拡声器等による情報提供、広報活動
- ⑥避難行動及び二次災害の警告・注意の呼びかけ
- ⑦近隣周辺地域及び広域な被害情報の収集、伝達
- ⑧運営本部各部署及び地区活動班との情報のフィードバック

誘導警備部

避難してきた居住者等を中央広場などの安全な場所に誘導し、避難者及び被害状況の集握に努めます。そして、子供、高齢者、身障者など援護を必要としている住民及び寝泊りできる住まいがない被災者を区分けし、避難所及び対象別に指定する場所(公的施設、集会所等)に移動させます。

また、被災地周辺の危険物及び警備を必要とする施設の自主警備を行なうとともに、「発火、延焼拡大の警告」、「余震による倒壊、転倒落下物の危険」や「空き室、留守宅に対する略奪・侵入盗犯罪」など二次災害を防ぐための警護、巡回をします。



誘導警備部は下記の活動を行ないます

- ①団地内及び周辺の障害物の把握と撤去
- ②安全な避難場所の確保と誘導
- ③団地内及び居住施設等への不審者、侵入者の監視、警備
- ④避難者等の所有物に対する窃盗、占有物横領等犯罪の監視、警備
- ⑤団地内、周辺の巡回、昼夜パトロールの計画、実施



救援救護部(旧救助救援部)

建物の損壊、屋内外の収容物の転倒、落下による被害者の救出救助及び応急看護を行なうとともに、二次災害に対する初期活動に協力します。

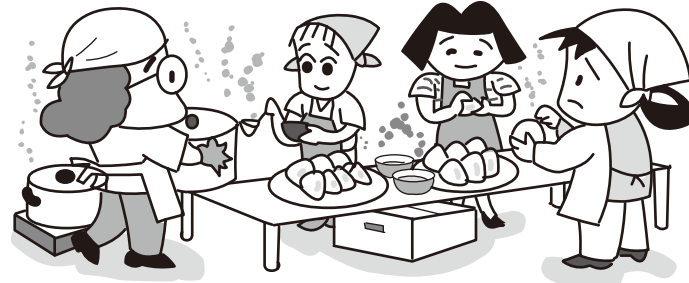
また、予め求められた被災者及び近隣被災者の救護活動を指揮し、身障者及び要介護者の避難救助を行ないます。

救助救援部は下記の活動を行ないます

- ①応急救護活動に必要な資機材の確保
- ②救出・救助活動の支援、協力
- ③予め登録されている要援護者・介護者の支援、協力
- ④被災者(生活が困難に陥った世帯)及び被害者(震災の死傷者世帯)の人数、状況の把握
- ⑤救護所、仮設救援場所の設置、協力
- ⑥被災者のケア、カウンセラーの確保



防災訓練での救出救助活動



生活支援部(旧調達配給部)

緊急用飲料と食糧の確保を行なうとともに被災者への炊き出し及び生活物資の調達・配給、また簡易トイレや排泄用凝固材等の手配など避難生活に必要な、最低限の物資を確保します。

生活支援部は下記の活動を行ないます

- ①団地内の住民や避難者に対する生活物資等の必要量の把握、調達計画
- ②備蓄物資及び非常用品の管理
- ③地区活動班等の集団組織を通じた生活物資の配給、配布
- ④炊き出しの準備、給食の配給
- ⑤給水、簡易トイレ、ゴミ集積所の設置



地区活動班

住民への情報収集、情報伝達・連絡・指示等を円滑かつ迅速に行なうために各号棟において、以下の活動が発生します。その活動には、「予め協力(担当)者を定め行動する」場合と、発災時に活動できる人による「任意の判断により行動する」場合があります。

ここでは、必要とされる活動の種類(係)を区別します。

消火救出

火災の発生には消火活動をしたり、落下物、転倒物の下敷き等の被災者を救出します。心肺停止や大量の出血者等緊急を有する場合には応急措置を行ないます。

- ①火災に対して、消火器(11階以上各共有通

路に設置)や屋内消火栓(12階に設置)による初期消火、延焼防止を行なう。

- ②倒壊施設や転倒物・落下物の下敷きからの救出、移送(物干竿と毛布で簡易担架を作る)
- ③被災負傷者の現場応急措置(止血措置、心肺蘇生措置、骨折固定措置)

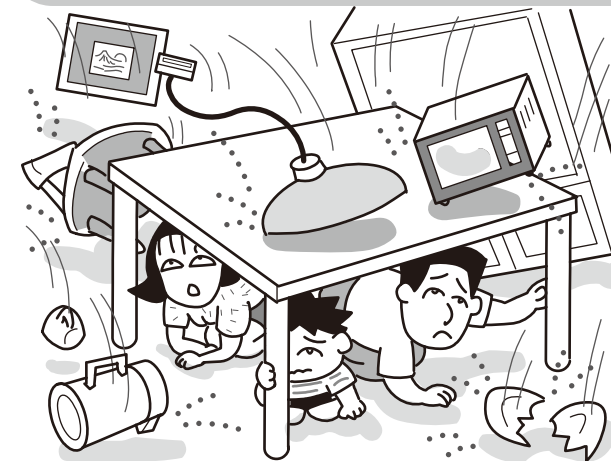
避難誘導

あらかじめ自治会に登録された要介護者や一人での歩行が困難な被災者を、安全な場所及び避難場所に誘導するとともに、運営本部の誘導警備部と連携し、必要な活動を行ないます。

- ①指定避難場所の安全性の確認と誘導
- ②避難順路の障害物の除去及び危険の回避の対応
- ③身障者、重病者等の優先誘導



防災訓練での避難誘導訓練



物資連絡

運営本部の調達配給部と連携し、号棟住民のための飲料、食料品、生活物資の配給及び情報伝達の役割を担当します。

- ①運営本部・生活支援部との連絡、連携
- ②号棟住民に対する必要物資の種類と数量を把握及び配給
- ③給水、炊き出し材料の手配と配給



防災訓練での炊き出し訓練

防犯警備

発災(被災)後の避難場所の中央広場、敷地内に設ける緊急時の避難生活者のための防犯警備を行なうとともに、運営本部の誘導警備部と連携し、住民の安全、安心を追求した警戒活動を行います。

- ①運営本部誘導警備部との連絡、連携
- ②各地区活動班による定点監視、巡回パトロール

防災対策委員会

棟代表者の外に、防災アンケート調査に防災対策委員としての協力の意思表示をした居住者で構成しています。通年、委員会活動には、約40名の参加を得ています。

同委員会は、災害協力隊の平時における防災活動を推進しています。また、毎年度実施される総合防災訓練の企画やリーダー研修及び「ろくだん防災通信」の発行などの活動を行なっています。



2 震災の被害想定

1 江東区の被害想定

東京都の想定地震は、東京湾北部地震(震源地:東京湾北部)と多摩直下地震(プレート境界多摩地震/震源地:東京都多摩地域)で、地震規模(震源の深さ:約30~50km、エネルギー規模M6.9及び7.3)と、時期(冬)、発生時間(夕方と早朝)、風速(6m/

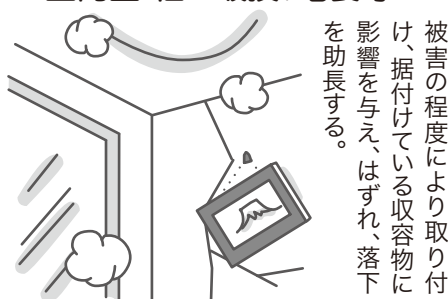


2 当団地(集合住宅)の被災想定

室内の被害想定

当団地住民の被害については、建物以外に室内における被害が考えられます。過去の震災の被害状況から、一般に下の被害が想定できます。

室内壁・柱の破損、亀裂等



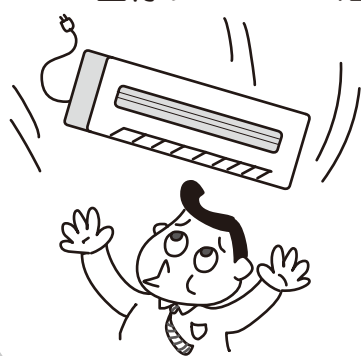
被害の程度により取り付け、据付けている収容物に影響を与え、はずれ、落下を助長する。

天井板・照明器具の落下



落下の位置にある家財の破損等の物的被害及び頭部への直撃等人的被害を受ける恐れがある。

壁付けエアコンの落下



周辺収容物の破損等の物的被害及び頭部への直撃等人的被害を受ける恐れがある。

収納家具・大型冷蔵庫の転倒



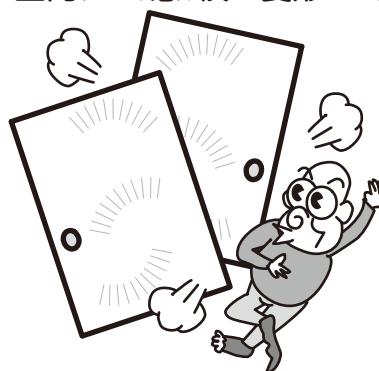
重量のあるものは、周辺の家財への破損等物的被害や下敷き等の人的被害を受ける。避難通路を遮断し、避難行動を阻害する。

テレビ・電子レンジ等の転落



周辺収容物の破損等物的被害を受ける恐れがある。また、衝撃による傷害等人的被害を受ける恐れがある。

室内ドア、窓、襖の変形・はずれ



避難通路を遮断し、避難行動を阻害する。

大型机・テーブル・ピアノの滑動



滑動の衝撃で、家財の破損等物的被害や人的被害を受ける。避難通路を遮断し、避難行動を阻害する。

玄関ドアの変形、破損

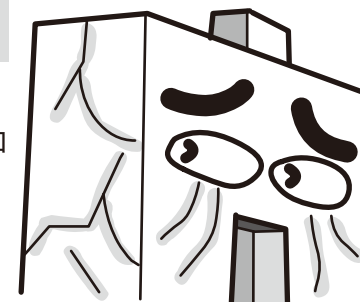


外に出れない等避難行動を阻害する。

建物の被害想定

- ①住棟壁の亀裂
- ②階段、入口等のアプローチのコンクリート部分の陥没、亀裂
- ③窓ガラス破損、ひび割れ
- ④階段踊り場が破壊、コンクリート片

- ⑤ピロティになっている住棟の柱のコンクリート部分が剥落
- ⑥ガス管が随所で亀裂
- ⑦ガス漏れの発生



公園敷地内および周辺の被害想定

- ①地盤沈下による下水道管の破裂
- ②液状化による土砂流出が発生
- ③地面の陥落により污水管の破裂
- ④水道管の露出
- ⑤遊具のバーゴラが大きく傾斜
- ⑥水道管が破裂し水漏れの発生
- ⑦団地内道路が縦横の亀裂
- ⑧公園の遊具の破損

ベランダの植木等の落下



下の歩行者に傷害を与える等人的被害を与える恐れがある。

ガス管の亀裂



ガス漏れでガス中毒になる恐れがある。火気の引火で爆発し、人的被害を受ける恐れがある。

戸棚等収納家具からの書籍、食器や衣類等の飛び出し



避難通路を遮断し、避難行動を阻害する。

ベランダの置物、ゴミ容れ転倒



散乱してベランダ沿いの避難行動を阻害する恐れがある。

電気コードの亀裂



感電や火災(通電火災)が発生し、物的、人的被害を受ける恐れがある。

窓ガラス等の飛散およびガラス製品・陶器等の落下・飛散



床等への散乱の破片により、人的被害を受ける恐れがある。避難行動を阻害する。

調理中の鍋等の火災



可燃物に引火して家財等を焼失する、物的被害を受ける恐れがある。また、逃げ遅れによる人的被害を受ける恐れがある。

停電



夜間の場合、暗闇になり柱や壁等の衝突、踏み転倒するなど人的被害を受ける恐れがある。避難行動を阻害する。

風呂炊き等の過熱



過熱中に大きな震動があった場合、火元部の亀裂、破損による火災を発生させ、物的及び人的被害を起こす恐れがある。

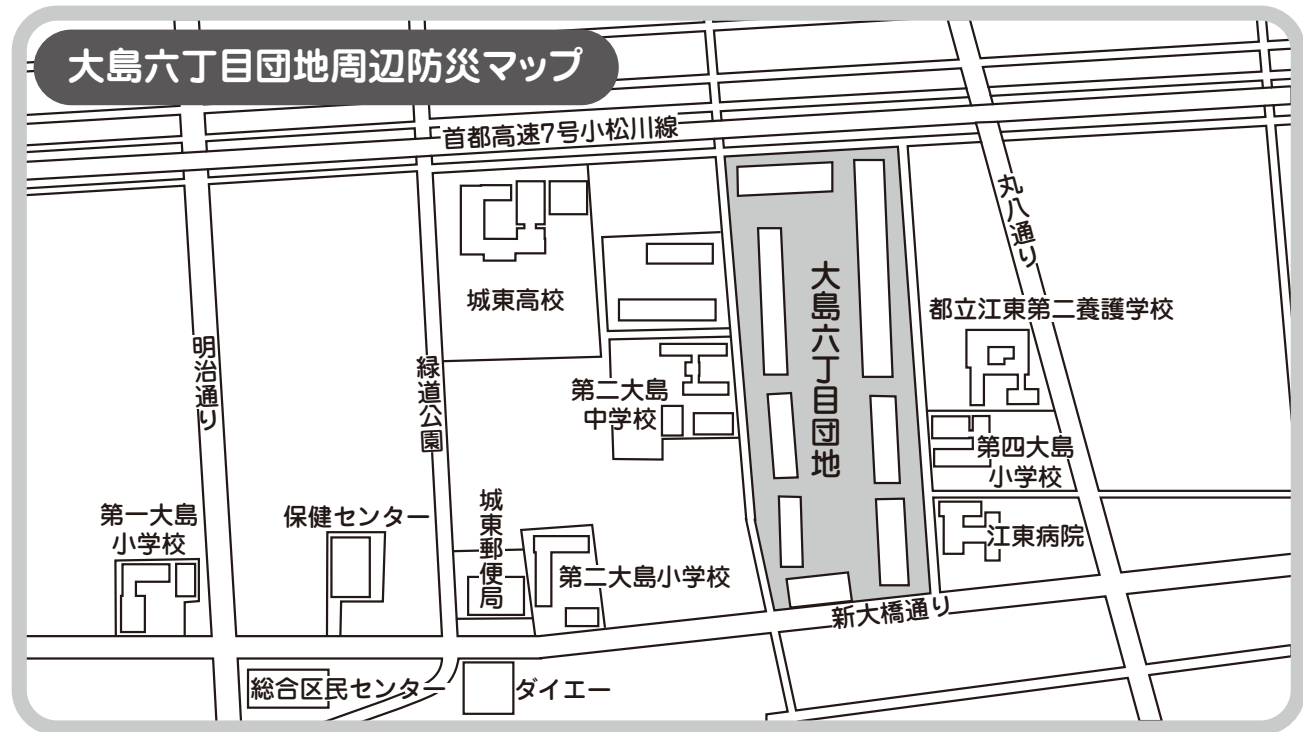


3 防災対策の実態

1 防災マップ

大島六丁目団地は、東京都の指定する広域避難所の「公団大島・北砂団地一帯」の中に位置します。指定避難所は、第四大島小学校で、予備避難所として第二大島中学校がありますが、場合によっては大

島六丁目団地の広場や一部施設が使用される可能性もあります。また、災害弱者避難所に都立江東第二養護学校(平成23年建設予定)があります。



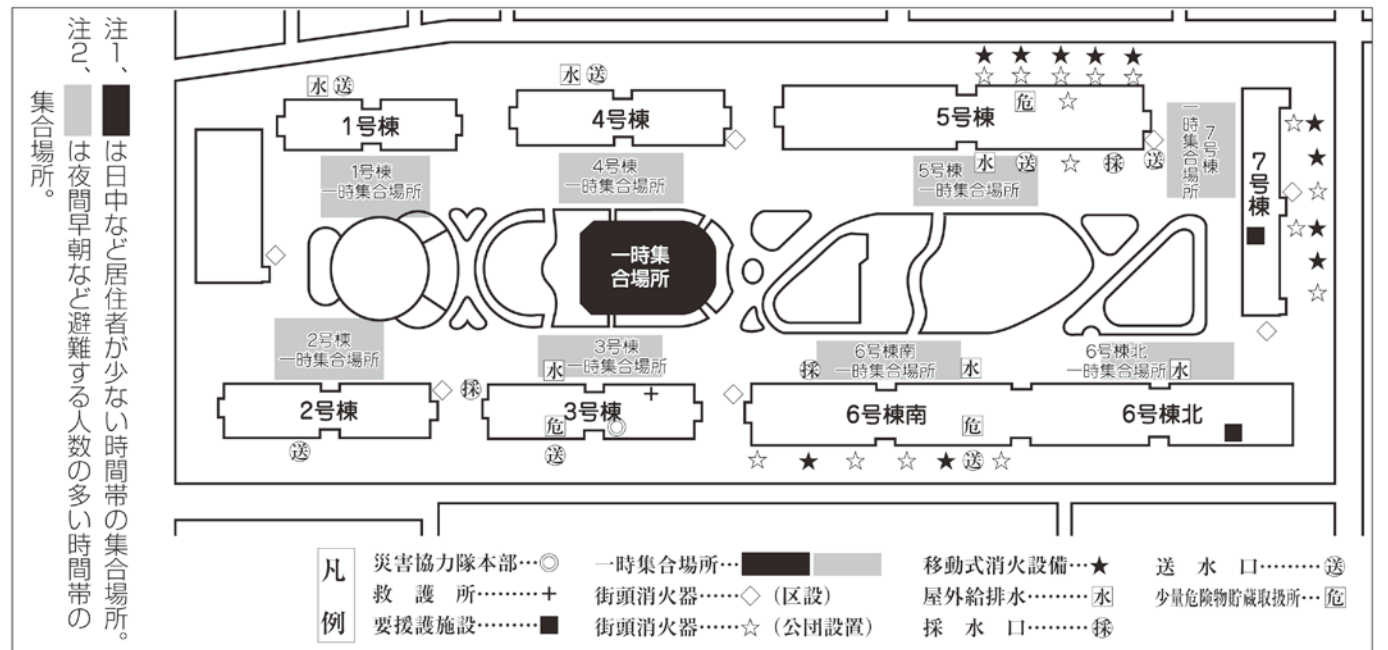
指定避難所および近隣避難所

避難所名	施設名	所在地	収容人数	避難対象地区
指定避難所	区立第四大島小学校	大島6-7-8	1,630人	大島5,6,7丁目
予備避難所	区立第二大島中学校	大島3-27-18	1,140人	大島3,6丁目
	大島第三保育園	大島6-1-6-130	240人	大島6丁目、周辺地区
要援護避難所	都立江東第二養護学校	大島6-7-3	—	大島6丁目、周辺地区
近隣避難所	区立第二大島小学校	大島3-16-2	1,150人	大島3,4丁目
	都立城東高等学校(体育館)	大島3-22-1	780人	大島3丁目、亀戸6丁目
特別避難所	当団地集会所	大島6-1-5、6	70人	当団地居住者
	共有スペース等	大島6-1	—	

広域避難場所:公団大島・北砂団地一帯

避難場所 ⑧	公団大島・北砂団地一帯			
避難場所の面積	総面積	438,400㎡	有効面積	208,400㎡
避難計画人口数	予想人口	62,700人	1人当り面積	3.32㎡/人
区域主要避難場所	大島6丁目団地:大島3丁目、大島5・6丁目、亀戸6丁目			
	大島4丁目団地:大島3・4・5丁目			
	北砂5丁目団地:北砂3・4・5・6・7丁目			

大島六丁目団地敷地内防災マップ



施設内消防設備

当団地の施設内の消防設備は、消火器、屋内消火栓、連結送水管、施設消火用水があり、また、避難設備、非常コンセントの付帯設備及び自動火災報知設備を設置しています。これらは、機構(公団)の設置基準により、号棟別及び階別に設置の有無、数量が異なっています。

号 棟	屋内消火設備		連結送水管		消火器(個)	消火用水等	
	消火栓(箇所)	加圧送水装置(箇所)	送水口(箇所)	放水口(箇所)		採水口(箇所)	上水受水槽・消火水槽兼用
1号棟		1	9	6			
2号棟	6		1	12	22		
3号棟	6	1	1	12	37	2	上水兼用780㎡
4号棟			1	9	6		
5号棟	12	2	3	36	24	2	専用500㎡
6号棟南北	12	1	2	24	66	2	上水兼用780㎡
7号棟	6		1	12	27		
合 計	42	4	10	114	188	6	
備 考	12,13,14階に設置	14階に設置	各号棟1階に設置	各号棟3階～10階に設置	各号棟11階以上の廊下、管理事務所、各集会所に設置	3,5,6号棟のみ(1階の外)	

号 棟	避難設備		非常コンセント		受信機(箇所)		ベル(箇所)	表示灯(箇所)	移報装置(箇所)	感知器(箇所)
	誘導灯(箇所)	誘導標識(箇所)	コンセント(箇所)	コンセント表示灯(箇所)						
1号棟	2	81	1	1						
2号棟	12	81	4	4		7	7	7		226
3号棟	12	81	4	4	1	7	8	7	2	226
4号棟	2	81	1	1						
5号棟	17	155	12	12	1	13	14	13		609
6号棟南北	46	343	8	8	1	14	15	14		554
7号棟	12	143	4	4		7	7	7		134
合 計	103	965	34	34	3	48	51	48	2	1,749
備考	11階～14階に設置	2階～10階のフロアに設置	11階以上1箇所に設置	11階以上1箇所に設置		13階以上に設置	12階以上、3,6号棟は11階も	12階以上に設置	管理事務所と14階に設置	13階以上の部屋と12階以上廊下

写真で見る大島六丁目団地の消火設備



屋内消火栓



放水口



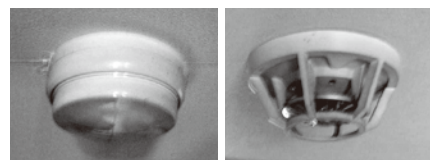
送水口



屋内用消火器



屋外用消火器



感知器



採水口



屋外給排水

援護施設・外国人居住者

当団地の施設には、保育園や学童クラブなど5箇所の援護が必要な施設があります。また、高齢者や障害者が通っている施設があります。

また、インド、中国、韓国など外国国籍の移住者(一時的な居住と思われる。)が多勢います。正確な人数は、把握できていませんが、今後、居住者間の協力を得て情報を集め、いざというときにとまどうことのないように確認したいものです。

特に、避難生活や共同活動が求められる場合に、言語、宗教、民族文化・習慣の違いや理解不足が原

因で、トラブルになるのを避けたいものです。



防災訓練に積極的に参加する外国人居住者

防災倉庫の整備と備蓄

事務所内戸棚

当団地自治会は、日常の業務を遂行するため、事務所には、事務用品はもとより、事務用機器等を整備、保管しています。

倉庫内の備蓄・保存品

また、自治会倉庫の物品棚に備蓄、保存している備品、資材は、アルファ米、携帯ミニトイレ：凝固材など毎年増量しています。

防災専用倉庫

当団地の防災倉庫には、自家発電機やレスキューセットをはじめ、最低限の資機材及び道具を保持しています。

また、当団地自治会の行事で使用されているもので、災害時に必要とする TENT などの資器材もあります。

4 災害時行動とその対応



1 警戒宣言の発令されたとき

警戒宣言は、区の放送やテレビ、ラジオ等の情報により知ることができます。警戒宣言後は、さらにテ

レビやラジオにより詳しい情報を注意して聞き、客観的な判断が必要です。

- ① 家族や援護が必要な近隣の高齢者、身障者などに声をかける。
- ② 電話の使用は回線が混乱することが予想されるので自粛する。
- ③ 自動車での外出は避け、徒歩で行ける範囲の外出に留めるなど非常事態に対応する。
- ④ 火の使用はできるだけ中断するようにし、使用する場合は、近くの可燃物を離す。
- ⑤ 消火水の汲み置きや消火器等を用意し、火災時は火気の側から離れ、注意しながら使用する。
- ⑥ 背の高い家具や大型冷蔵庫、テレビ、電子レンジ

等の電気製品など、転倒落下の危険性のある場所から安全な場所に移動する。

- ⑦ ドア、窓を開けるなど脱出口を確保する。
- ⑧ 食料品や医薬品、非常用持ち出し品等を確認する。
- ⑨ 動きやすい服装に着替える。
- ⑩ 園児や児童、生徒がいる家庭は、それぞれの施設の計画に従い、引き取りに行く。
- ⑪ あわてて買い出しや銀行などに行かない。パニックや偶発事故の引き金になりかねないので冷静に行動する。

2 地震がおきたとき

まず自らの身を守るために、次の行動が要求されます。

火を消す機会は、「グラッときたとき」「一度揺れが止まったとき」「引火したとき」の3回あります。

- ① 大型の家具や電気製品から離れ、安全なスペースへ移動する。
- ② 頭上の落下物から身を守るために、布団等で頭部を保護するか机やテーブルの下に潜る。
- ③ ドアや窓を開け、変形・損傷をみるとともに、出

- 口を確保する。
- ④ 飛散したガラスでケガをしないように、スリッパまたは靴をはく。
- ⑤ 調理などで火を使用している場合は、あわてず火を消し、ガスの元栓を閉める。

3 火が発生したら

もし、火災がおきたら、あわてず大声で「火事だあ!」と叫び、初期消火を行ないます。消火活動は3分以内が限度といわれていますので、炎が大きくなったら瞬時に判断し避難することが大事です。火災により避難するときは、次のように心掛けてください。



- ① 部屋の窓、ドアを閉める。
- ② 煙りの中は這うような低い姿勢で、煙りと逆方向の通路・階段を使い、逃げる。
- ③ 隣が火災になったら、延焼を防ぐため、ベランダの植木や洗濯物、物置などの可燃物を移動し、窓、ドアをしめる。

4 地震発生時の避難行動

下記の様な状況で建物内が危険と判断される場合、避難所に避難することになります。

- ①自棟が倒壊または傾くなどで居室が危険であるため立ち入り禁止になった場合
- ②ライフラインの被害により、自室での生活ができなくなった場合
- ③本人または家族の傷害により避難所等で看護処置または安静が必要とされた場合
- ④余震による危険が心配で、客観的にみて戻れないと判断された場合
- ⑤警報やラジオの情報で避難の指示があった場合

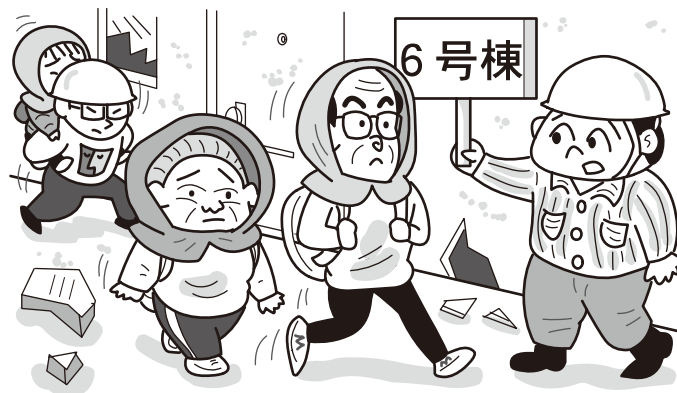
避難前のチェックポイント

- ①火元の確認をする
- ②電気器具のコンセントを抜き、ガスの元栓やブレーカーを必ず切る。(OFFにする)
- ③懐中電灯など非常持ち出し品を持って出る。
- ④ヘルメットや防災頭巾で頭を保護する。
- ⑤窓ガラスやガラス製品や陶器類の破片などから足を守るために底の厚い靴をはく。
- ⑥外出中の家族のために連絡メモを書き置きする。

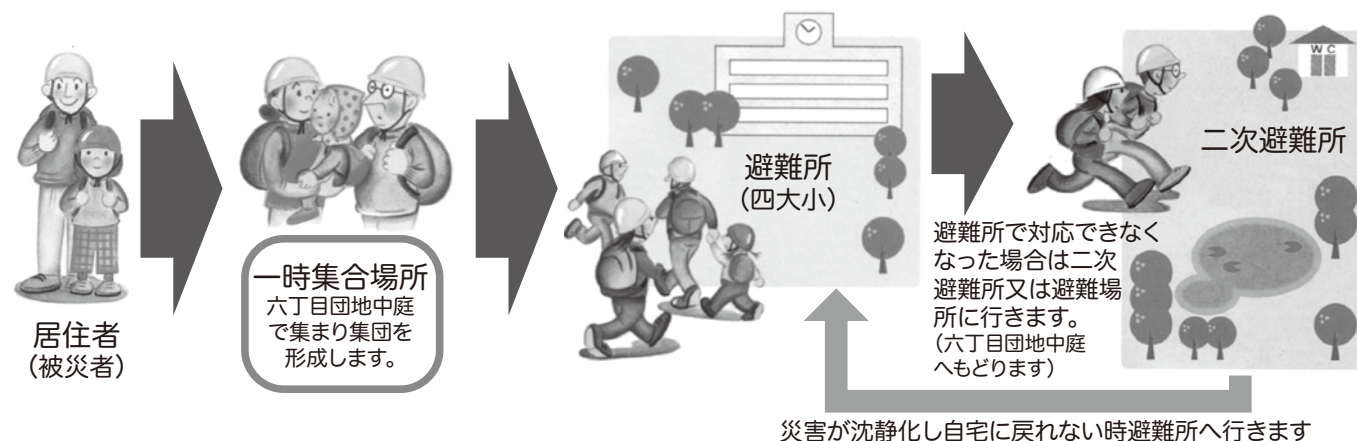


大島六丁目団地居住者の避難の仕方

- ①同じフロアーの高齢者、病人、障害者等要援護者や留守番の子どもなどに声をかけ、避難援助する。
- ②エレベーターを使わず階段で避難する。
- ③各号棟毎に決められた一時集合場所(防災マップ参照)に集まり、棟代表者(地区活動班役員)に被害状況を報告する。
- ④号棟毎に整列し地区長または代行者の指示に従い、避難所の第四大島小学校に移動する。



避難所・避難場所へ



避難所が満杯の場合

避難所が定員を超えた場合は、区立第二大島中学校の体育館、校舎が開放されます。

被災を受けた住民及び通常の生活が困難になった住民は、避難所に移動し、そこでの説明、指示を受ける

ことになります。しかし、避難所には、量的な制限がありますので、避難所で説明や指示が受けられない住民のために、避難所の災害対策本部(運営本部)と連携し、再度同様な説明、指示をします。

5 救出救護活動

救出救護活動は、現実的には被害の発見者が近隣住民の協力を得て、負傷者や生埋め、閉じ込められた人の救出にあたります。また、一人暮らしの高齢

者や身体の不自由な方は、室内で動けなくなっていることも考えられます。救出し介護や看護のできる場所に移送します。

高齢者や身障者など援護が必要な災害弱者の救出救護

災害の発生において、避難するときに人の手を借りなくては、速やかに目的の場所に避難できない要援護者には、高齢者の一人暮らし、高齢者だけの世帯、寝たきり老人のいる世帯、心身障害者・歩行の不自由な方がいる世帯、内臓疾患で介護の必要とする方がいる世帯、言語が不自由で一人暮らしの方等があります。自治会の調査では、災害時に要援護の申し出のあった方は126世帯あり、アンケート回答者の18.6%になります。実際にはもっと多くの要援護者

がいると思われます。

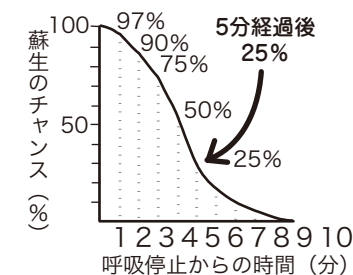
本部救助救援部は、号棟選出の班長およびフロアの隣人と協力して救出します。また、大島六丁目団地には、こばと幼児教室、区立大島第三保育園、ひよこ保育室、共同学童保育クラブ、公立学童クラブの5カ所の要援護施設があります。



人工呼吸や心肺蘇生を早くする

呼吸停止後に人工呼吸や心臓蘇生を早くすればするほど蘇生率は高くなります。(1分後…97%、3分後…75%、5分後…25%)

気道の確保・人工呼吸・脈拍の見方・心肺蘇生・止血方法・担架の作り方などの応急手当法を、日頃の防災訓練等に積極的に参加して習得しておきましょう。



防災訓練での心肺蘇生応急措置訓練

重傷者がいる場合

通常、重傷者、重病者は、救急車(119番)を呼びますが、大震災が発生した場合は、救急車が来ないことが予想されます。そのため、病院施設に直接移送する方がよいでしょう。しかし、病院では、重体者・重傷者を優先するので、軽度な負傷者は、待たされるこ

とを覚悟する必要があります。できれば応急措置など家族での救護が求められます。普段からの救急箱の点検、確保が必要です。災害協力隊では集会所を開放します。救急措置(救急セット50人分)など、軽微な負傷者の手当てを想定しています。

6 避難所生活のルール

避難所は制約のある集団かつ共同生活の場です。復旧して行く毎に制約が緩和されて行きますが、震災ストレスもあって不満やトラブルが多く発生することが想定できます。そのため、あらかじめ避難生活のルールを作ったり、定時の巡回警備活動を行います。

生活ルール作りは、一般に右記のがあります。が、本部誘導警備部が担当し、地区活動班防犯警備係と協力して適時作ります。

そして、ルールの徹底には、避難者には号棟代表及び団地外居住班リーダーを通じて全員にきめ細かい指示、説明が行われます。

- ①生活時間(起床、就寝、食事、運営本部会議、地区活動会議)
- ②生活空間の使い方(面会所、ペット置き場)
- ③食事(配給方法、場所、衛生管理)
- ④清掃・ゴミ処理(当番制、分別収集)
- ⑤洗濯(洗濯場、物干し場の使用方法)
- ⑥プライバシー保護(他人のスペースに許可なく立ち入らない)
- ⑦火気防止(喫煙場所、火気使用場所の特定)
- ⑧家財道具の持ち込み禁止
- ⑨その他トラブルの発生しやすい行為の制限

7 大島六丁目団地のライフライン

大島六丁目団地内外のライフライン施設は、日常生活を支える上で欠くことができないものです。

水道施設

江東区は1日1人3リットルを想定し、その飲料水の確保のために、区内4カ所の給水所と3カ所の応急給水槽を設置してあります。

大島六丁目団地に近い給水所は、亀戸給水所(亀戸2-6-50)で、20,000立方メートルの保水量、3リットルを基準とした人数分では約6,660,000人分があるといわれ、同所には自動給水分配機も1基設置されています。また、3号棟と6号棟には消火上水兼用の受水槽があり、それぞれ780立方メートルの水が確保されています。

電気施設

地震災害等で停電になった場合、大島六丁目団地には、3・5・6号棟1階電気室内に緊急用自動発電装置が設置しており、約4時間位、共用施設(エレベーター、廊下の照明、給水ポンプ等)に送電されます。

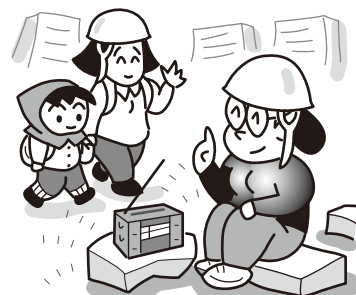
ガス施設

地震災害等でガス施設に被害が生じた場合は二次災害の発生を防止するために、供給が停止されます。代替え燃料として、避難所用にカセットガスコンロ、ボンベが提供されます。

ラジオ放送でライフライン情報

- 災害時にはラジオ局全局で、毎時15分から必ず、ライフライン情報が放送されます。

ラジオ放送局では、ライフライン各社と常設のホットラインを結んでおり、リアルタイムで、その時に最も必要なライフライン情報を放送します。ラジオで正確な情報を得て、デマなどに惑わされないようにしましょう。



8 外出先で被災した時

運転者のとるべき措置(警視庁)

(1)家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
(2)通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等安全な場所に車両を移動させる。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路をさけ、道路の左側端に寄せて停車する。

(3)緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近の迂回路等の緊急交通路以外に、車両を移動する。ただし、高速道路を走行中の場合は、次の原則を守ること。

- ①あわてずに減速した後、右車線を緊急通行車両用の通行車線として空けるため、左側に寄せて停車しエンジンを切る。渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急通行車両用の通行路として空けること。
- ②カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
- ③危険が切迫している場合以外は、自分の判断で

みだりに走行しない。

- ④ラジオ等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。

(4)通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上において避難するときは、次の鉄則を守ること。

- ①交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- ②エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
- ③窓を閉め、ドアはロックしない。
- ④貴重品を社内に残さない。



帰宅困難者の対応

(1)東京都では、帰宅支援のための対象道路として、放射状14路線(第一京浜、第二京浜、中原街道、玉川通り、甲州街道、青梅街道、川越街道、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、井の頭通り、五日市街道)と環状2路線(環状7号線、環状8号線)の16路線を指定しています。

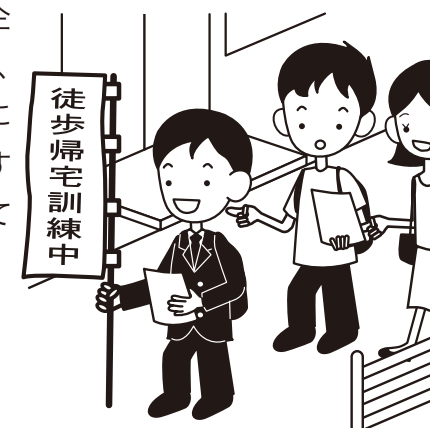
(2)帰宅困難者の心得として以下の十カ条を上げています。

- ①慌てず騒がず、まず状況確認をする。
- ②携帯ラジオをいつも持ち歩く。
- ③帰宅地図をあらかじめ作っていつも携帯する。
- ④スニーカー(防災グッズ)をロッカーやデスクに入れておく。
- ⑤机やカバンの中にチョコレートやキャラメル(簡易食料品)を保存する。
- ⑥連絡手段や集合場所を事前に家族で話し合う。
- ⑦災害用伝言ダイヤル(ボイスメール)の活用や遠

くの親戚を使って安否の確認をする。

- ⑧ジョギングや長距離散歩など非常時に歩いて帰る訓練をする。
- ⑨携帯カイロや毛布、タオルなど季節に応じた冷暖の準備をする。
- ⑩帰宅困難者同士、お互いに声をかけあい、助け合う。

※江東区では、帰宅困難者で混乱を避けるため、江東区所在の大企業の社員に対し、一時的に会社に滞ることを要請する協定を推進しています。



5 防災意識とその準備

1 居住建物の予防知識

当団地の住民は、2,880世帯(約10,000人)で、大島地区の人口27,679世帯(58,775人)の約10%を占めています。

当団地は、14階建て及び11階建ての中高層の集合住宅です。すでに耐震診断を行い、必要な耐震補強をしています。しかし、その後の建築基準法の改正により、耐震基準が上げられたため、さらなる検証が必要です。

一般に、高層住宅は、地震の揺れにより地表面より階上層は、重力加速度が大きく数倍強い揺れが想定されます。火災の延焼や余震が頻繁に起きる場合など避難の判断が難しい場合もあります。14階建ての場合11階、12階の揺れが特に強いといわれています。

そのため、集合住宅の家庭防災は、一戸建て住宅と異なる予防対策や備えが必要です。

2 防災訓練に参加しましょう

毎年11月の第二日曜日に、大島六丁目団地全体の総合防災訓練を実施しています。

実施前に全戸配布する「ろくだん防災通信」で、詳しい訓練の内容をお知らせ致します。防災訓練に積極的に参加し、近所の方と顔見知りになっておくことや、基本訓練を経験しておくことが、災害発生時に必ず役に立ちます。

ご家族一緒に、ご近所ご誘い合わせて、総合防災
訓練に参加しましょう。



防災訓練での初期消火訓練

3 事前の備え

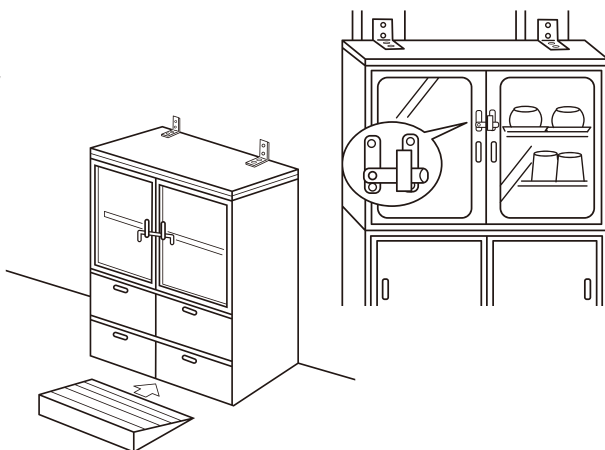
備えあれば憂いなしといわれるように、防災対策には、事前の予防が重要です。一般に、屋内の地震対策には、以下の種類があります。

家具類の安全な据置き、転倒防止

家具類を転倒防止金具、突張り棒・スキマブロック・ボックス等などの工夫で転倒を防止する。

戸棚の中の食器や書籍など収納物の飛び出しのため開閉留め具や収納方法の工夫で防止する。

- ①ガラス戸に飛散防止フィルムを貼る。
- ②収納物は、重いものを下に軽いものを上に置く。
- ③二段重ねの家具は、連結部の固定をするなど移動しないよう工夫をする。

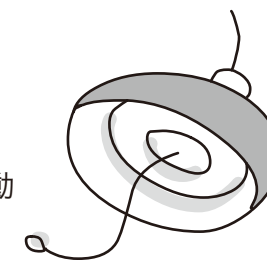


照明器具等の落下防止

照明器具等の落下物を鎖や金具を使い留める。

蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで固定しておく。

電子レンジ等滑動落下する恐れがあるものは、粘着マットを使用するなど滑動防止の工夫をする。



非常持ち出し品

緊急時に持ち出すもの、自宅で被災地生活をするためには、最低3日分の食料、飲料水の確保が必要といわれています。非常持ち出し品には、主に、下記の種類があります。

- ①ヘルメット又は防災頭巾
- ②懐中電灯
- ③携帯ラジオ
- ④保存食料品(缶詰類等)
- ⑤保存水(ペットボトル等)
- ⑥救急薬品類・常備薬
- ⑦コンパクト衣料品
- ⑧防災手帳又は緊急連絡帳
- ⑨その他必要と思うもの(貴重品等)



非常備蓄品

非常備蓄品には、ライフライン停止の対応のための簡易トイレ(便座シート、使用済袋、脱臭凝固剤等)、簡易コンロなどを用意すると便利です。その種類には、主に、下記の種類があります。

- ①各種保存食
- ②ポリタンク、非常用給水袋
- ③災害時に必要な道工具類
- ④長期の保存が可能な料理器具及び燃料
- ⑤携帯・組立トイレや凝固材等排泄物処理品
- ⑥その他必要と思う長期保存物（寝袋など）



屋外対策

震度6になると屋外や施設内の通路等の歩行者にも被害が拡大します。そのため、下記の対策が必要です。

- ①窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。

②通路や出入り口、ベランダには、避難に支障がある物品やゴミ等を置かない。

③普段から避難通路や消火器・設備の設置場所を確認し、その周辺に傷害物を置かない。

4 伝言・連絡

家族、親類、知人等との外部連絡や安否確認ができるよう連絡方法や伝言方法をあらかじめ家族等で確認することが重要です。

災害時は、一般の電話や携帯電話がつながりにく

くなります。家族の安否を確認する場合は、NTTの災害時伝言ダイヤルあるいは携帯電話の災害用伝言板・携帯メールを活用します。

NTT 災害用伝言ダイヤル

災害発生時の安否確認には災害用伝言ダイヤル「171」を利用しましょう！

固定電話、携帯電話、PHS、ひかり電話で利用できます。

災害用伝言ダイヤル「171」は、震度6弱以上の地震発生時に利用できるようになります。震度5強以下の地震やその他の災害発生時には、電話の通信状況などにより、被災地のNTT東日本または

西日本が判断し利用可能にします。なお、災害用伝言ダイヤル「171」が利用出来るようになった時には、TV、ラジオ、NTTのホームページで案内されます。



※災害運用時、体験利用時ともに、発信元から伝言の録音または再生する電話番号までの通話料（通常、電話をかける場合と同様の料金）がかかります。

災害用伝言ダイヤル「171」の練習をしましょう！

災害時以外にも、災害用伝言ダイヤル「171」が体験できる「体験利用日」があります。是非、家族・親戚・友人間で体験しましょう。

【体験利用日】

- ・毎月1日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

伝言録音容量は以下の通りです。

【災害時】

- ・伝言録音時間：30秒
- ・伝言保存期間：48時間
- ・伝言蓄積数：最大10伝言※

※伝言蓄積数は被災エリア、被災規模により異なります。

【体験利用時】

- ・伝言録音時間：30秒
- ・伝言保存期間：6時間※
- ・伝言蓄積数：10伝言

※伝言の保存期間は6時間を経過しなくても「体験利用」の終了時間で削除されます。

KDDI au 災害用伝言板サービス

災害用伝言板サービス利用方法

メッセージ登録方法
EZwebのトップメニューの
「災害用伝言板」を選択。



画面の指示に従って
メッセージを登録します。

大規模災害発生時に、EZweb上に開設された災害用伝言板に、自分の安否情報を登録できます。

【登録】は、EZwebご契約者のみご利用可能です。

【安否情報の確認】

登録された安否情報は、EZwebやインターネットを通じて、全国から閲覧できます。

利用料金、パケット通信料無料（※）。

（※）auEZweb@mailコースはパケット通信料のみ有料。各携帯電話会社から他の携帯電話会社の災害用伝言板の利用にはパケット通信料が発生します。

携帯各社は毎月1日（1月1日を除く）、及び防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）等に体験サービスを実施しています。

NTTドコモ 災害用伝言板サービス

災害用伝言板サービス利用方法

メッセージ登録方法
「iMenu」のトップに表示される
「災害用伝言板」を選択。



画面の指示に従って
メッセージを登録します。

震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合「iMenu」のトップに「災害用伝言板」が追加され、利用が可能となります。

【登録】は、iモードご契約者のみご利用可能です。

【安否情報の確認】

iモードに加え、PHSやパソコンなどからもメッセージを確認できます。

利用料金、パケット通信料無料。

各携帯電話会社から他の携帯電話会社の災害用伝言板の利用にはパケット通信料が発生します。

携帯各社は毎月1日（1月1日を除く）、及び防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）等に体験サービスを実施しています。

SoftBank 災害用伝言板サービス

災害用伝言板サービス利用方法

Yahoo!ケータイのトップから
「災害用伝言板」を選択します。



画面の指示に従って
メッセージを登録します。

震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に開設。

【登録】はYahoo!ケータイ対応端末からのみ操作できます。

【安否情報の確認】

Yahoo!ケータイからだけでなく、PCや他社携帯からも確認できます。

パケット通信料無料で利用できます。

各携帯電話会社から他の携帯電話会社の災害用伝言板の利用にはパケット通信料が発生します。

携帯各社は毎月1日（1月1日を除く）、及び防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）等に体験サービスを実施しています。